

令和4 年度 公園樹木松枯予防業務委託

設計書

業務番号

業務名 公園樹木松枯予防業務委託

履行場所 明石市魚住町中尾字社山1030番ほか

工 種

総括情報表

単価適用年月日	0-04.12.01(0)		
旅費交通費率計上	今回 02 自動率計上しない	前回	

工事費内訳書

頁0-0002/0007

	費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務委託費						
直接委託費						
公園樹木	松枯予防業務委託		式			工種 第0001号明細表
直接費計						
純委託費						
諸経費			式			
業務作業価格						
業務価格計						
消費税相当額			式			

特記仕様書

業務名 公園樹木松枯予防業務委託

履行場所 明石市魚住町中尾字社山 1030 番他

1 委託の目的

本業務は、松林の保全対策を目的とし、松くい虫が運ぶ線虫等の侵入や増殖による枯死の予防のため、松の生立木への樹幹注入を行うものである。

2 対象とする松

明石市が管理している住吉公園・2.8ha、中崎遊園地0.86ha、松が丘公園・3.0ha、福里大歳公園・0.02ha の4公園に植えられているクロマツ又はアカマツ（6.7ha、1,219本）のうち、胸高直径が概ね20cm以上のものとし、令和4年度の実施対象は住吉公園57本を対象とし、樹幹注入剤380本を使用するものである。

3 業務の内容

1 現地調査及び図面作成

着手前に現地調査を行い、樹幹注入対象樹木の位置及び管理番号を記入した図面をもとに作業を行う。図面については、電子データを貸与します。

2 樹幹注入作業台帳の更新

現地調査を基に、樹幹注入作業台帳に樹木の管理番号、幹の直径、注入剤の本数、実施年度、樹勢等を記入する。

3 樹幹注入

樹幹注入作業台帳の数量を基に、作業を行うこと。

樹幹注入に使用する薬剤は4に示すものを想定しており、その場合の使用数量は、下記のとおり幹の直径に対し、表に示す使用本数とする。なお、数量の変更については設計変更の対象とする。

直径(cm)		注入剤本数
	~ 10	0
11	~ 15	1
16	~ 20	2
21	~ 25	3
26	~ 30	4
31	~ 35	5
36	~ 40	6
41	~ 45	7
46	~ 50	8
51	~ 55	9
56	~ 60	10
61	~ 65	11
66	~ 70	12
71	~ 75	13
76	~ 80	14
81	~ 85	15
86	~ 90	16

4 使用薬剤

薬剤名	グリーンガード・NEOまたは同等品以上
適用病害虫	マツノザイセンチュウ
薬剤残効期間	薬効7年以上
急性毒性	製品「毒物」「劇物」「特定毒物」に指定されていないもの
魚毒性	原体「A類」指定されているもの

製品安全データシート「MSDS」もしくは「農薬登録票」を提出すること。

5 適用の範囲

本仕様書は、明石市（以下「甲」という。）が求める本業務の主要事項を示すものとする。

6 業務の遂行

受託業者（以下「乙」という。）は、本業務を行うにあたり、甲の意図を充分理解した上で経験のある業務責任者を定め、かつ適切な人員をもってこれに努めるものとする。

7 作業計画書

乙は契約締結後速やかに作業計画書を提出し、甲の承諾を受けなければならない。

作業計画書には、工程表、現場組織表、緊急連絡体制、安全計画を明記しておかなければならない。

8 業務の指示及び監督

乙は本業務を行うにあたり、当該契約により甲が定める係員と常に密接な連絡を取り合い、その指示及び監督を受けるものとする。

9 業務の承諾及び確認

乙は業務に着手するときは、係員に連絡し承諾を受け、作業終了後確認を受けるものとする。

10 作業上の注意

1. 適切な業務責任者を配置すること。
2. 作業前に現場の安全確認「危険予知（K・Y）活動」を実施すること。
3. 薬剤は、農薬関係法令、使用マニュアル等に基づき、適正な使用及び安全な管理を行うこと。
4. 樹幹注入を実施したことを示すラベル（施工カード）を樹幹部の見えやすい部分に取り付けること。表示内容は「注入日」「樹木番号」「薬剤本数」とする。また、適宜図面に実施した松を明確にしておくこと。
5. 公園利用者への安全面には十分配慮して業務を行うこと。また、使用した薬剤は当日中に作業を終了することを原則とするが、薬剤の注入作業をしたまま日にちをま

たぐ場合などは必要に応じて、看板などにより公園利用者への周知を図ること。

6. 薬剤の注入作業は、松の葉の気孔が開いて蒸散がよく、薬剤が入りやすい晴天の日の午前中に実施することが望ましい。
7. 注入後の容器は速やかに回収し、適切に処理すること。
8. 注入が終了した孔は、必ず殺菌し、癒合剤で充填し、雨水や雑菌が侵入しないように処置を行うこと。
9. 薬剤使用後の空容器については、係員の確認を受けた後、水洗いし廃棄物処理業者に処理を委託する等適切な処理を行うこと。
10. 薬剤注入器具等の洗浄水は、安全な場所に処理すること。
11. 注入方法は、自然圧注入と加圧注入のいずれかとするが、加圧注入における薬剤（アンプル）が標準型より大（2倍型）の場合には、薬量を勘案のうえ、係員と協議し施工すること。

1 1 記録写真

1. 使用前材料全体写真（係員立会）
2. 樹姿
3. 幹周（数値が確認できるもの）
4. 薬剤注入 前
5. 薬剤注入 後
6. 薬剤注入 状況
7. 松くい虫樹幹注入穴殺菌剤の作業状況
8. 松くい虫樹幹注入穴癒合剤の作業状況
9. ラベル取り付け
10. 使用後材料全体写真（係員立会）

1 2 その他

1. 薬剤の残効期間中枯損木が生じた場合は、薬剤の使用効果確認として樹体内濃度検査を実施し報告書を提出すること。明らかに施工ミスと判断される場合はその補償を求める。
2. 兵庫県土木請負工事必携（令和4年10月一部改訂版）に基づき施工すること。
3. その他事項は係員と協議の上施工すること。

委託業務仕様書

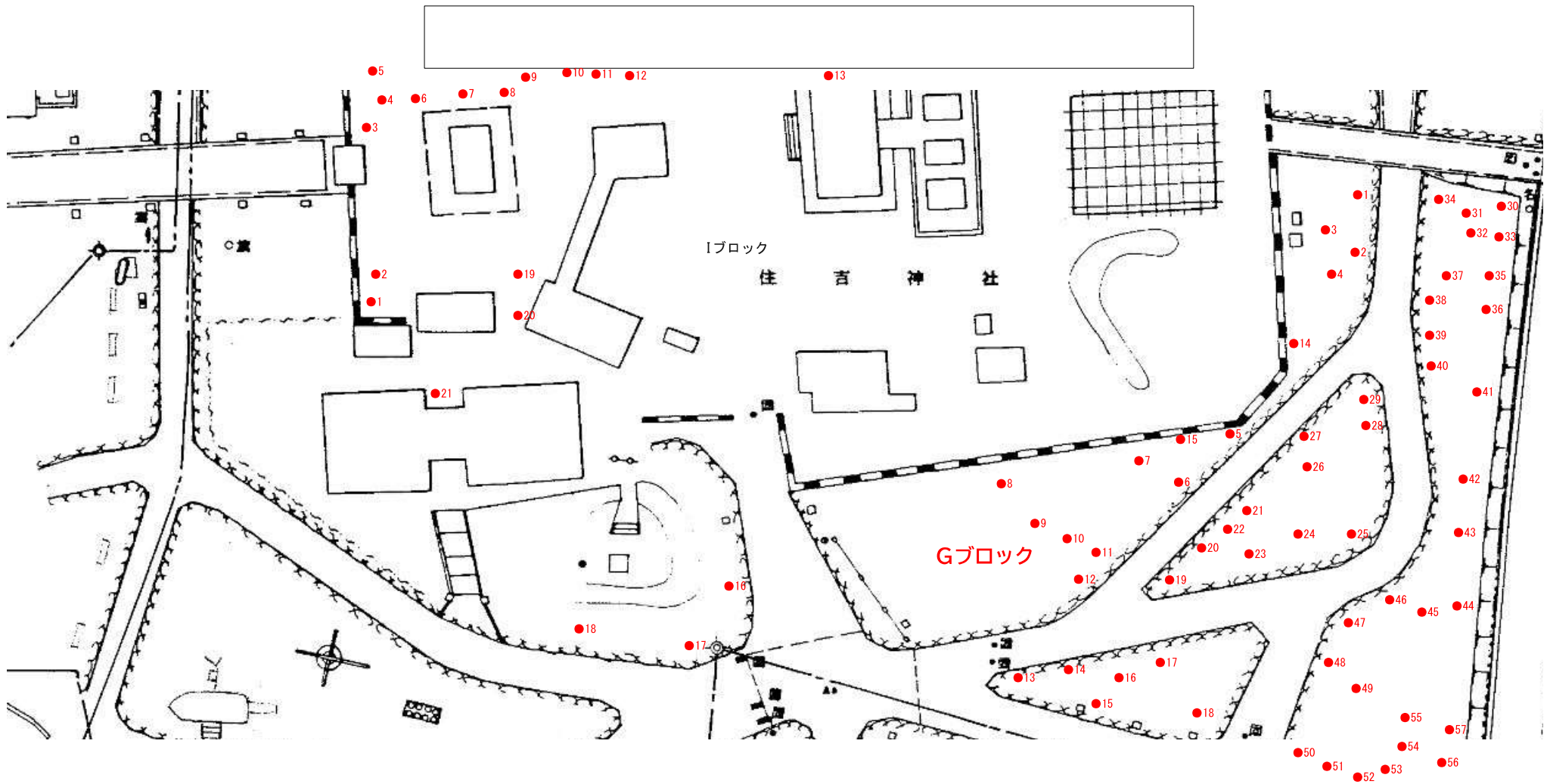
総 則

1. この業務は、委託業務契約書並びに委託業務設計書に基づき係員の指示に従い実施すること。
2. 受託者は契約締結後7日以内に着手届、内訳書、作業計画図並びに、その他必要書類を市長宛に提出し、承諾を受けなければならない。
3. 本委託の実施に当たっては、事前に設計図書の照査を行うものとする。本仕様書及び設計書に、定めのない事項や疑義が発生した事項については、係員との協議により決定するものとする。
4. 業務にあたっては、受託者と係員は常に密接な連絡をとり、打合せを行うものとし、担当係員の指示または承諾を得たうえで、とりおこなうものとする。なお変更を必要とする場合についても同様とする。
5. 業務実施にあたっては、周囲の安全に十分に配慮するとともに、交通を著しく乱さないようにすること。
6. 委託業務中、第三者に損害を与え、または既設構造物を破損等させたときは、受託者の負担をもって復旧もしくは損害を保障しなければならない。また、委託業務作業に起因する損害を生じた場合も同じである。
7. 受託者は業務進捗状況に応じ係員立会いの上現場写真を撮影記録し、写真帳に集録したものを委託業務の完了後、業務日誌とともに、1月ごとに一括して提出しなければならない。但し、業務の生じなかった場合はその限りではない。
8. 各種法令等を遵守し、諸手続きを受託者の責任において行うこと。



住吉公園現況平面図





N O 11

樹幹注入作業台帳

住吉公園G地区

R 2.2

樹木 番号	直径 (c m)	注入剤 本数	備考	樹木 番号	直径 (c m)	注入剤 本数	備考
G1	59	10		36	30	4	
2	24	3		37	44	7	
3	37	6		38	47	8	
4	45	7		39	42	7	
5	42	7		40	50	8	
6	63	11		41	46	8	
7	68	12		42	25	3	
8	38	6		43	33	5	
9	45	7		44	39	6	
10	44	7		45	54	9	
11	57	10		46	41	7	
12	25	3		47	25	3	
13	72	13		48	25	3	
14	57	10		49	45	7	
15	24	3		50	56	10	
16	14	1		51	24	3	
17	70	12		52	23	3	
18	57	10		53	42	7	
19	32	5		54	35	5	
20	33	5		55	45	7	
21	60	10		56	45	7	
22	51	9		57	46	8	
23	16	2					
24	40	6					
25	25	3					
26	36	6					
27	59	10					
28	49	8					
29	47	8					
30	31	5					
31	38	6					
32	28	4					
33	42	7					
34	43	7					
35	38	6					
小計		245		小計		135	
				合計		380	